

通信傍受の合理化・効率化

第1 対象犯罪の拡大

考えられる制度の概要

通信傍受の対象犯罪（通信傍受法別表に掲げる犯罪）に以下の罪を加えるものとする。

- ① 窃盗，強盗，詐欺，恐喝
- ② 殺人
- ③ 逮捕・監禁，略取・誘拐
- ④ その他重大な犯罪であって，通信傍受が捜査手法として必要かつ有用であると認められるもの

【検討課題】

◎ 個々の罪種に関する追加の要否・可否

〔検討の視点〕

- ・ 犯罪の重大性
- ・ 捜査手法としての通信傍受の必要性・有用性

① 窃盗，強盗，詐欺，恐喝

- 罪名に加えて何らかの限定要件を付すことの要否・当否（対象犯罪に組織性の要件を付加するか，通信傍受の有用性を損なわない形で組織性の要件を規定することが可能か，具体的にどのようなものが考えられるか等）

② 殺人

③ 逮捕・監禁，略取・誘拐

- 罪名に加えて何らかの限定要件を付すことの要否・当否（対象犯罪に組織性の要件を付加するか，通信傍受の有用性を損なわない形で組織性の要件を規定することが可能か，具体的にどのようなものが考えられるか等）

④ その他重大な犯罪であって，通信傍受が捜査手法として必要かつ有用であると認められるもの

- 組織を背景とした犯罪
 - ・ 児童ポルノ関連犯罪（児童買春，児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律）
 - ・ ヤミ金関連犯罪（出資の受入れ，預り金及び金利等の取締りに関

する法律等)

- ・ 人身取引関連犯罪（人身売買，売春防止法）
- 暴力団関連犯罪
 - ・ 一般国民が標的となり得る犯罪（放火，傷害，爆発物取締罰則，火炎びんの使用等の処罰に関する法律等）
 - ・ 賭博関連犯罪（常習賭博，競馬法等）
 - ・ マネー・ロンダリング関連犯罪（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律）
- テロ関連犯罪（内乱，外患誘致，航空機の強取等の処罰に関する法律，サリン等による人身被害の防止に関する法律，外国為替及び外国貿易法，関税法等）
- その他